

改正案

第一条から第十六条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり） 別表第三 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設）（第五 条関係）	
整備項目 一から十まで 十一 観覧 席・客席	整 備 基 準
（現行のとおり） 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならぬ。 (一) 当該観覧席又は客席の各階には、(1)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を(3)に掲げる位置に設けなければならない。 (1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。 ア 当該階に設ける座席の数が二百六十六以下の場合 二 イ 当該階に設ける座席の数が二百六十六を超える場合 当該座席の数の四百分の三を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (削る)	

現行

第一条から第十六条まで（略） 別表第一及び別表第二（略） 別表第三 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設）（第五 条関係）	
整備項目 一から十まで 十一 観覧 席・客席	整 備 基 準
(略) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならぬ。 (一) 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして(1)に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の(2)に掲げる基準に適合する場所を設けなければならない。 (1) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次に掲げるものとする。 ア 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が百以下の場合 二 イ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が百を超え、二百以下の場合 当該座席の数の五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） ウ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が二百を	

(2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。

アからエまで (現行のとおり)

オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ一以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。

カ 二以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。

(3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。

ア 当該階に設ける座席の数が四百を超える場合

車椅子使用者用部分の間(2才及び6才の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。)のうち一以上に縦通路が存するよう分散すること。

イ 当該階に設ける座席の数が千を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち一以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分

超える場合 当該座席の数の百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数

(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。

アからエまで (略)

オ 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。

(新設)

(新設)

十二から十七まで	(削る) 散していないものとみなす。
	(二) (現行のとおり)
	(現行のとおり)

別表第四 (現行とのおり)  
別表第五 建築物(共同住宅等を除く。)に関する遵守基準(特定都市施設)(第五条関係)

整備項目	遵守基準とすべき事項
一から十まで	(現行のとおり)
十一 観覧席・客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならぬ。 (一) 当該観覧席又は客席の各階には、(1)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を(3)に掲げる位置に設けなければならない。 (1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。 ア 当該階に設ける座席の数が二百六十六以下の場合 二 イ 当該階に設ける座席の数が二百六十六を超える場合 当該座席の数の四百分の三を乗じて得た数

十二から十七まで	(二) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が二百を超える場合には、二箇所以上に分散して設けなければならない。 (三) (略)
	(略)

別表第四 (略)  
別表第五 建築物(共同住宅等を除く。)に関する遵守基準(特定都市施設)(第五条関係)

整備項目	遵守基準とすべき事項
一から十まで	(略)
十一 観覧席・客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならぬ。 (一) (1)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。 (1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。 ア 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二 イ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数の二百分の一を乗じて

	<p>(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>(2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>アからエまで (現行のとおり)</p> <p>オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ一以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。</p> <p>カ 二以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。</p> <p>(3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 当該階に設ける座席の数が四百を超える場合  車椅子使用者用部分の間(②オ及びカの規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。)のうち一以上に縦通路が存するよう分散すること。</p> <p>イ 当該階に設ける座席の数が千を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち一以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。</p>
--	---

	<p>得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>(2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

十二から十七 まで	(二) (現行のとおり)
--------------	--------------

備考 (現行のとおり)

別表第六から別表第十二まで (現行のとおり)

別記第一号様式 (現行のとおり)

別記第二号様式 (別紙のとおり)

別記第二号の二様式から第四号様式まで (現行のとおり)

別記第五号様式 (別紙のとおり)

別記第六号様式から第十五号様式まで (現行のとおり)

十二から十七 まで	(二) (略)
--------------	---------

備考 (略)

別表第六から別表第十二まで (略)

別記第一号様式 (略)

別記第二号様式 (別紙のとおり)

別記第二号の二様式から第四号様式まで (略)

別記第五号様式 (別紙のとおり)

別記第六号様式から第十五号様式まで (略)